

●香川県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年3月27日

香川県監査委員 仲山省三
同 鍋嶋明人
同 綾田福雄
同 黒島啓

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
さぬき警察署	平成24年1月6日
高松東警察署	"
三豊警察署	"
観音寺警察署	"
小豆警察署	平成24年1月10日
丸亀警察署	"
高速道路交通警察隊	"
運転免許課	平成24年1月13日
交通機動隊	"
機動隊	"
警察学校	"
生活安全企画課	平成24年1月30日
地域課	"
少年課	"
生活環境課	"
公安課	"
警備課	"
刑事企画課	平成24年1月31日
捜査第一課	"
捜査第二課	"
組織犯罪対策課	"
鑑識課	"
科学捜査研究所	"
交通企画課	"
交通指導課	"
交通規制課	"
総務課	平成24年2月2日
企画課	"

人事課	"
監察課	"
会計課	"
厚生課	"
情報管理課	"
東かがわ警察署	平成24年2月28日
高松北警察署	"
高松南警察署	"
坂出警察署	"
高松西警察署	"
善通寺警察署	"
琴平警察署	"

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

なお、捜査報償費については、関係会計書類等の照合・調査を行うなど一般捜査費及び捜査諸雑費について監査を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア ETCカードの使用管理について

ETCカード使用後は、保管管理者へ速やかに返却する必要がある。 (刑事企画課)

イ 修繕代について

修繕工事内容及び請求内訳の詳細を把握し、精査する必要がある。 (交通規制課)

ウ 超過勤務手当の支給について

(ア) 週休日に県外で公務に従事した者に対して、振替処理できない場合は超過勤務手当を支給する必要がある。 (機動隊)

(イ) 超過勤務手当について、3件の支給漏れがあったので、支給する必要がある。 (さぬき警察署)

エ 歳入の調定について

歳入の調定について、金額に誤りがあるとともに、調定期間が6か月以上遅延しているものがあった。 (善通寺警察署)